

令和 8 年度 税制改正 要望事項 ( 新設・拡充・延長 )

(厚生労働省医政局医療経営支援課)

項 目 名	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長	
税 目	相続税、贈与税	
要 望 の 内 容	<p>持分あり医療法人においては、出資者の死亡や退社により持分払戻請求が行われ、医業継続が困難になることが想定される。</p> <p>このため、持分あり医療法人が持分なし医療法人に円滑に移行し、引き続き地域医療の担い手として医業を継続できるよう、平成 26 年度税制改正により、持分なし医療法人への移行計画を医療法（昭和 23 年法律第 205 号）上認定する制度を前提として、「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」が創設された。</p> <p>平成 29 年 10 月には、特例措置の期限を延長するとともに、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入され、その後、特例措置の期限は令和 8 年 12 月末まで延長されている。</p> <p>今般、その期限が終了することから、本特例措置の延長を行う。</p> <p>&lt;現行の制度期間（厚生労働大臣の認定期間）&gt; 令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで</p> <p>&lt;医療法人数&gt; 総数：59,419 法人 うち医療法人社団：59,034 法人（約 99.4%） うち「持分あり」：35,766 法人（約 60.2%） 「持分なし」：23,268 法人（約 39.2%） うち医療法人財団：385 法人（約 0.6%） (令和 7 年 3 月末現在)</p> <p>&lt;関係条文&gt; 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 2 から第 10 条の 8 まで 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 56 条から第 60 条まで 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 70 条の 7 の 9 から第 70 条の 7 の 14 まで</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	ー 百万円 (▲5,000 百万円) ( ー 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>持分あり医療法人が、出資者の死亡や退社により持分払戻請求が行われ医療の継続に支障をきたすことのないように、持分なし医療法人への移行を促進することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>医療法改正により、医療法人の非営利性の徹底と地域医療の安定性の確保のため、持分あり医療法人は、平成 19 年度以降新規に設立できないこととなっている。</p> <p>当該法改正前に設立されていた持分あり医療法人については、持分なし医療法人への移行を促進しており、平成 26 年度には、持分なし医療法人への移行計画の認定制度（認定医療法人制度）を創設し、認定を受けた医療法人には、出資者の死亡による相続税の猶予・免除、出資者間のみなし贈与税の猶予・免除等の優遇税制が措置された。</p> <p>また、平成 29 年度には出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入された。</p> <p>平成 30 年度から令和 6 年度までにおいては、持分なし医療法人へ移行した法人のうち、7 割以上が認定医療法人制度を活用しており、本特例措置は、円滑な移行促進のために必要な支援措置となっている。</p> <p>令和 7 年 3 月末時点で、持分あり医療法人は約 3.6 万法人あり、引き続き持分なし医療法人への移行を促進する必要があることから、本特例措置の延長が必要である。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性

		り、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。
	政策目標の達成状況	<p>本特例措置の活用状況について、平成27年度から平成29年度までにおいて、持分なし医療法人へ移行した315法人のうち、認定医療法人制度を活用した移行は47法人（約15%）、平成30年度から令和6年度までにおいて、持分なし医療法人へ移行した法人1,388法人のうち、認定医療法人制度を活用した移行は983法人（約71%）となっている。このように、平成29年度における法人へのみなし贈与税の非課税措置の導入もあり、持分なし医療法人への移行がさらに促進されているところであり、本特例措置は持分なし医療法人への移行に欠かせない制度となっている。</p> <p>本特例措置の周知については、持分あり医療法人の経営上のリスク（持分の払戻し、相続税課税等）や持分なし医療法人への移行によるメリットについて、医療関係者や税理士事務所等への説明会を実施してきており、今年度は前述の説明会に加え、小規模な相互参加型の相談会の開催も新たに予定している。</p> <p>こうした制度の周知により、持分なし医療法人への移行が進み、地域住民に対する良質かつ適切な医療の継続的・安定的な提供につながっているものと評価できる。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（相続税）8件／年 （贈与税）11件／年</p> <p>（参考）医療法上の移行計画の認定件数：109件／年</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度及び本特例措置により、持分なし医療法人へ円滑に移行することで、出資者の相続等を契機とした出資持分の払戻請求等による医療法人の経営悪化をあらかじめ回避することにより、医療法人の経営の安定化及び地域医療の継続的・安定的な提供を実現することができる。</p> <p>令和7年2月に実施した持分あり医療法人を対象としたアンケート調査においても、持分なし医療法人への移行の意思がある法人の9割以上が認定医療法人制度の活用予定ありと回答している。更に、認定医療法人制度の活用予定ありの法人の約8割が、認定医療法人制度が延長されなかった場合、持分なし医療法人へ移行できないと回答しており、持分なし医療法人への移行に欠かせない措置となっている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>○持分なし医療法人への移行計画に関する認定審査等経費 8,357千円  持分なし医療法人への移行計画に関する審査等補助業務を行うための経費（委託費）</p> <p>○医療施設経営安定化対策費 12,822千円の内数  持分なし医療法人のリスクの周知、セミナー開催のための経費（委託費）</p> <p>○福祉医療機構融資（持分なし医療法人へ移行する医療施設等に係る経営安定化資金）  認定医療法人が持分なし医療法人へ移行する際の持分払戻等のために必要な資金について、福祉医療機構の優遇融資により支援している。</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>持分あり医療法人のリスクや課題を周知するため、セミナー開催や動画の公開を行っている。</p> <p>その上で、移行の意思のある法人が、認定医療法人制度活用の検討ができるよう、同セミナーや動画において、制度説明や申請方法、福祉医療機構の貸付制度の紹介等を行っている。</p> <p>また、認定医療法人制度の認定申請の適切な処理が可能となるよう、審査等補助業務の委託を行っている。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>円滑な医業承継を支援するとともに、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を促進することは、地域住民に対して継続的・安定的に医療が提供されるようにするための措置であり、国民に広く効果が及ぶことが見込まれ、妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>相続税：令和4年度 17件（902百万円）  令和5年度 11件（280百万円）</p> <p>贈与税：令和4年度 10件（5,913百万円）  令和5年度 9件（3,005百万円）</p> <p>医療法上の移行計画の認定件数：令和4年度 132件  令和5年度 123件  令和6年度 98件  （※）3カ年の平均 約118件</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度及び本特例措置により、持分なし医療法人へ円滑に移行することで、出資者の相続等を契機とした出資持分の払戻請求等による医療法人の経営悪化をあらかじめ回避することにより、医療法人の経営の安定化及び地域医療の継続的・安定的な提供を実現することができる。</p>

		<p>令和7年2月に実施した持分あり医療法人を対象としたアンケート調査においても、移行予定の時期が令和9年以降の見込みとなっている法人のうち、8割が当該制度の活用を想定しており、そのうち8割強が、制度がないと移行が不可能と回答している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本制度の活用状況について、平成29年度に法人へのみなし贈与税非課税措置が導入されてから令和7年6月末までの間、認定医療法人制度を活用した移行が、持分なし医療法人に移行した法人全体の7割以上となっている。</p> <p>従って、本制度が円滑な移行の支援につながり、ひいては継続的・安定的な医療提供が確保されていることから、当該目標は一定程度達成していると考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成26年度税制改正要望（制度創設○）  平成29年度税制改正要望（延長○、拡充○）  令和2年度税制改正要望（延長○、拡充×）  令和5年度税制改正要望（延長○、拡充○）</p>